

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵関第 256 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 確認の対象となる米麦等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第 42 条、第 43 条及び第 45 条に基づき行われる輸入の対象となる麦等であって税関に確認を依頼する麦等は、次に掲げる物品である。</p> <p>関税定率法別表の第 1001.11 号、第 1001.19 号、第 1001.91 号、第 1001.99 号、第 1003.10 号、第 1003.90 号、<u>第 1008.60 号の二</u>、第 1101.00 号、第 1102.90 号の一及び二、第 1103.11 号、第 1103.19 号の一及び二、第 1103.20 号の一、四及び五、第 1104.19 号の一及び三、第 1104.29 号の一及び三、第 1108.11 号、第 1901.20 号の一の (二) の B、C 及び D の (a)、第 1901.90 号の一の (二) の B、C 及び D の (a)、第 1904.10 号の二の (二) 及び (三)、第 1904.20 号の二の (二) 及び (三)、第 1904.30 号、第 1904.90 号の二及び三並びに第 2106.90 号の二の (一) の B に掲げる物品</p>	<p>1 確認の対象となる米麦等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第 42 条、第 43 条及び第 45 条に基づき行われる輸入の対象となる麦等であって税関に確認を依頼する麦等は、次に掲げる物品である。</p> <p>関税定率法別表の第 1001.11 号、第 1001.19 号、第 1001.91 号、第 1001.99 号、第 1003.10 号、第 1003.90 号、<u>第 1008.60 号</u>、第 1101.00 号、第 1102.90 号の一及び二、第 1103.11 号、第 1103.19 号の一及び二、第 1103.20 号の一、四及び五、第 1104.19 号の一及び三、第 1104.29 号の一及び三、第 1108.11 号、第 1901.20 号の一の (二) の B、C 及び D の (a)、第 1901.90 号の一の (二) の B、C 及び D の (a)、第 1904.10 号の二の (二) 及び (三)、第 1904.20 号の二の (二) 及び (三)、第 1904.30 号、第 1904.90 号の二及び三並びに第 2106.90 号の二の (一) の B に掲げる物品</p>